

参考9-2-1 水源地域対策特別措置法の概要

(1) 法律の仕組み

水特法は、昭和48年10月に成立し、49年4月から施行されているが、ダム又は湖沼水位調節施設の建設によりその基礎条件が著しく変化する地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止し、又は湖沼の水質を保全するため、水源地域整備計画を策定し、その実施を推進する等特別の措置を講ずることにより関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム及び湖沼水位調節施設の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与することを目的（水特法第1条）としている。

その適用対象は国、地方公共団体、独立行政法人水資源機構が建設するダム（相当数の住宅又は相当の面積の農地が水没するもの）並びに湖沼水位調節施設（湖沼及び湖沼の周辺地域の生産機能又は生活環境に著しい影響が及び、かつ、2以上の都府県が著しい利益を受けるもの）であり、政令で指定することとなっている（水特法第2条）。なお、水特法の適用対象となるダムの水没規模は、水没住宅数が20戸、または水没農地面積が20ha以上（北海道については60ha以上）である。

また、指定ダム等により河川の流水が貯留される土地の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の区域のうち、指定ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化すると認められる地域を水源地域として指定することができる（水特法第3条）としており、この水源地域の公示があったときは、都道府県知事は、遅滞なく水源地域整備計画の案を策定し、これをダム等の所管行政機関の長を通じて国土交通大臣に提出しなければならない。これを受けた国土交通大臣は、関係行政機関の長に協議して水源地域整備計画を決定し、公示することとなっている（水特法第4条）。

水源地域整備計画には、水特法第5条及びその施行令に定められた各種事業のうちからダム等の建設による影響を緩和するために必要な事業が定められ、国庫補助事業の採択要件に合致する事業については、その優先的な採択等により水源地域の計画的かつ集中的な整備が図られる（水特法第5、6、7条）。

また、水没住宅数や水没農地面積が特に多い指定ダム（水没住宅数が150戸以上または水没農地面積が150ha以上であるもの。また、水源地域の基礎条件が特に著しく変化し、かつ、当該水源地域をその区域に含まない都府県が著しく利益を受けるダムについては、それぞれ、その1/2以上であるもの。）及び湖沼水位調節施設に係る整備事業については、その一部の事業の国庫補助率を嵩上げする措置が講じられている（水特法第9条）。

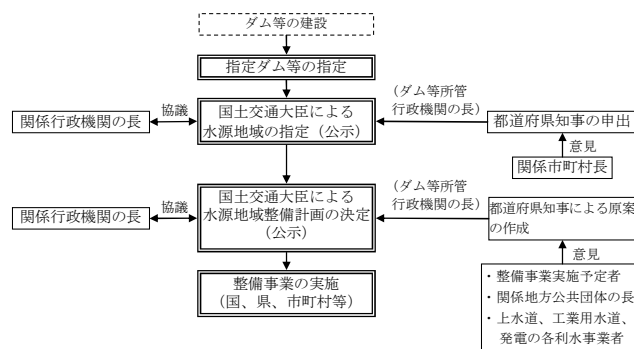
これらの整備事業の実施に要する経費のうち、地元地方公共団体の負担分については、受益者と協議して、その経費の一部を受益者に負担させることができることになっている。この負担調整は、一義的には当事者間の協議に委ねられているが、必要があれば申出に基づいて国があっせんを行うことができる（水特法第12条）。

また、水源地域の活性化を図るために、水源地域の活性化に資する事業（製造業及び旅館業）を行う者について、その事業に係る償却資産や家屋、または土地に対する固定資産税に係る不均一課税をした場合は、3箇年間その減収額に対して地方交付税により補填することができることとなっている（水特法第13条）。

(2) 整備計画決定までの手順（法第2、3、4条関係）

整備事業の実施に至るプロセスは、ダム指定、水源地域の指定、水源地域整備計画の決定という3つの段階に分けられる。ダム指定の時期としては、当該ダムの建設が確実にしていることを原則とし、地元地方公共団体等の意向を十分確認した上で判断することとしている。

水源地域指定と水源地域整備計画決定の時期としては、補償交渉の進捗等を勘案しつつ、できるだけ早期に決定することとしている。また、整備事業については、原則としてダム等の建設が完了するまでに完成するよう十分に配慮しているが、ダム工事の仮施設跡地等を活用して事業を行う場合等特別な事情がある場合には弾力的に運用している。



(3) 法第12条に基づく負担調整

ダム等の建設に当たっては、水源地域の犠牲感を除去し、上下流間の協力関係を確立することが極めて重要である。このため、「受益者の水源地域訪問による協力依頼」、「上下流交流事業の実施」、「水源地域対策基金の設立による生活再建対策や地域振興事業の実施」等様々な対策がとられている。水源地域整備計画の地元負担分について下流受益者が応分の負担を行うことは、上下流間の協力関係が形成される有効な方策の一つである。

水特法は、地方公共団体間の負担転嫁が一般に禁止されていることに対する例外規定として、第12条に整備事業の実施に要する経費についての負担調整に関する規定を設けている。

その負担調整の手法等については、ダム等の建設目的、関係地方公共団体の財政事情等により異なるが、これまでの事例についてみると、調整対象額としては地元地方公共団体の通常投資額、整備事業の内容等を勘案して決めている例が多い。また、負担者としては都市用水の利水者、発電に加え、治水、かんがいの受益者が負担している例も増えてきている。負担の割合については、ダム等の建設費の負担割合を基準としている例が大半である。

参考 9-2-2 水源地域整備計画で実施しうる事業

指定ダムに係る整備事業	指定湖沼水位調節施設に係る整備事業
<p>(1) 土地改良事業*</p> <p>(2) 治山事業*</p> <p>(3) 治水事業*</p> <p>(4) 道路の整備に関する事業*</p> <p>(5) 簡易水道の整備に関する事業*</p> <p>(6) 下水道の整備に関する事業</p> <p>(7) 義務教育施設の整備に関する事業*</p> <p>(8) 診療所の整備に関する事業*</p> <p>(9) 宅地造成の事業</p> <p>(10) 公営住宅の整備に関する事業</p> <p>(11) 林道の整備に関する事業</p> <p>(12) 造林の事業</p> <p>(13) 農業（畜産業を含む。）、林業又は漁業の経営の近代化のための共同利用施設の整備に関する事業</p> <p>(14) 自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業</p> <p>(15) 公民館その他の集会施設又は民俗文化財若しくは有形文化財（考古資料その他学術上価値の高い歴史資料に限る。）の保存及び活用のための施設の整備に関する事業</p> <p>(16) スポーツ又はレクリエーションの用に供する施設の整備に関する事業</p> <p>(17) 保育所、児童館又は児童遊園の整備に関する事業</p> <p>(18) 老人デイサービスセンター、老人福祉センター又は老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第3項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に関する事業</p> <p>(19) 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法第5条の2第3項に規定する便宜又は身体障害者もしくはその介護を行う者につき手芸、工作その他の創作的活動、機能訓練、介護方法の指導その他の国土交通省令で定める便宜を供与し、あわせて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供するための施設の整備に関する事業</p> <p>(20) 有線放送電話業務の用に供する施設又は無線電話の整備に関する事業</p> <p>(21) 消防施設の整備に関する事業</p> <p>(22) 畜産経営に係る汚水の処理のための施設の整備に関する事業</p> <p>(23) し尿処理施設の整備に関する事業</p> <p>(24) ごみ処理施設の整備に関する事業</p>	<p>(1) 土地改良事業*</p> <p>(2) 河川の整備に関する事業*</p> <p>(3) 下水道の整備に関する事業</p> <p>(4) 漁港の整備に関する事業</p> <p>(5) 水産資源の保護培養又は開発のための事業</p> <p>(6) 水産物の流通の施設の整備に関する事業</p> <p>(7) 自然公園の保護又は利用のための施設の整備に関する事業</p> <p>(8) 簡易水道の整備に関する事業</p> <p>(9) 畜産経営に係る汚水の処理のための施設の整備に関する事業</p> <p>(10) し尿処理施設の整備に関する事業</p> <p>(11) ごみ処理施設の整備に関する事業</p>

*は水特法第9条による補助率嵩上げ対象事業

- (18)「又は…」以下は高齢者生活福祉センターを表す
- (19)は地域福祉センターを表す

参考9-2-3 水特法第9条に基づく国の負担又は補助の特例

①ダム

事業の区分	昭和59年度迄の 指定ダム		昭和60年度の 指定ダム		昭和61年度～平成4 年度の指定ダム		平成5年度以降の 指定ダム	
	通常の 補助率	特例の 補助率	通常の 補助率	特例の 補助率	通常の 補助率	特例の 補助率	通常の 補助率	特例の 補助率
土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業のうち農業用道路の新設もしくは変更又は農用地の造成	45/100 ～ 65/100	+5/100	45/100 ～ 60/100	+5/100	45/100 ～ 55/100	+5/100	45/100 ～ 50/100	+5/100
森林法第41条第3項に規定する保安施設事業（水特法施行令第4条第2項に規定するものを除く。）	2/3	3/4	6/10	2/3	5.5/10	6/10	1/2	5.5/10 *1 (6/10)
河川法第4条第1項に規定する一級河川の改良工事（水特法施行令第4条第3項に規定するものを除く。）	2/3	3/4	6/10	2/3	5.5/10	6/10	1/2	5.5/10 *2 (4.5/10)
河川法第5条第1項に規定する二級河川の改良工事（水特法施行令第4条第4項に規定するものを除く。）	1/2	2/3	1/2	6/10	1/2	5.5/10	1/2	5.5/10
砂防法第1条に規定する砂防工事	2/3	3/4	6/10	2/3	5.5/10	6/10	1/2	5.5/10 *3 (6/10)
道路法第3条第3号の都道府県道及び同条第4号の市町村道の新設又は改築（水特法施行令第4条第5項に規定するものを除く。）	2/3	3/4	6/10	2/3 (雪寒道路3/4)	5.5/10	6/10 (雪寒道路2/3)	1/2	5.5/10 (雪寒道路2/3, 地域高規格6/10)
水道法第3条第3項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設	1/4 ～ 4/10	4/10	1/4 ～ 4/10	4/10	1/4 ～ 4/10	4/10	1/4 ～ 4/10	4/10
義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第2条第1項に規定する義務教育諸学校のうち公立の小学校又は中学校を適正な規模にするため統合しようとするに伴って必要となり、又は統合したことに伴って必要となった校舎又は屋内運動場の新築又は増築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）	1/2	2/3	1/2	6/10	1/2	5.5/10	1/2	5.5/10
医療法第1条の5第2項に規定する診療所の新設又は改築	0	1/2	0	1/2	0	1/2	0	1/2

(注) *1 森林法施行令第5条の2第2項口に規定する事業
 *2 小規模河川改修事業で従来の1種に相当するもの（通常補助率 4/10）
 *3 火山砂防に関する事業
 (*1・2・3とも水特法施行令第6条参照のこと)
 ・「通常の補助率」は、特例の補助率の（ ）以外に対するもののみ記載

②湖沼水位調節施設

事業の区分	昭和59年度迄		昭和60年度		昭和61年度～平成4年度		平成5年度以降	
	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率	通常の補助率	特例の補助率
土地改良法第2条第2項に規定する土地改良事業のうち区画整理及びこれと併せて行う農業用排水施設の新設又は変更	40/100 ～ 50/100	+5/100	40/100 ～ 50/100	+5/100 *1	40/100 ～ 50/100	+5/100 *1	40/100 ～ 50/100	+5/100 *1
河川法第4条第1項に規定する一級河川の改良工事（政令で定めるものを除く。）	2/3	3/4 (7/10)	6/10	2/3 (6.5/10)	5.5/10	6/10 (6/10)	1/2	5.5/10 *2 (4.5/10)

(注) *1 1/2以内

*2 小規模河川改修事業で従来の1種に相当するもの（通常補助率4/10）（水特法施行令第6条参照のこと）
・「通常の補助率」は、特例の補助率の（ ）以外に対するもののみ記載

参考9-2-4 水源地域の活性化のための税制等の措置

（水源地域対策特別措置法第13条、第14条関係）

水源地域は、元来過疎化・高齢化の進展した中山間地域であることに加えて、近年では、ダム建設に伴う水没を契機として下流市町村へ流出する家屋が増加するなど、水源地域の過疎化に拍車がかかるケースがよく見受けられる。

このため、水源地域市町村では、雇用の場の確保による定住施策の推進や社会基盤の整備による地域の活性化の推進が重要な課題となっている。

このような背景を受け、水源地域における水没事業者（製造業及び旅館業）の再建を支援するとともに外部からの企業誘致を促進し、もって水源地域の活性化に資するために「固定資産税の不均一課税に伴う措置」（水特法第13条）が設けられるとともに、水特法第14条の規定を受けて、「所得税、法人税の特別償却制度」が創設されている。

1. 固定資産税の不均一課税に伴う措置（平成7年度創設）

水源地域内に立地する製造業及び旅館業について、水源地域市町村が当該事業の用に供する設備を新增設した者について、その新增設した家屋及び償却資産並びにその敷地である土地に対する固定資産税の不均一課税を行った場合、その減収額について3箇年間で地方交付税により補填するものである。

(1) 対象市町村

水源地域に係る市町村であって、水源地域の公示の日の属する年度前3年度内の各年度に係る基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値を合算したものの1/3の数値が0.72に満たない市町村。

(2) 対象業種

製造業及び旅館業（ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業）

(3) 適用期間

平成4年4月1日以後に行われた水源地域の公示の日（その日が平成7年4月1日前である場合には同日。）から、平成23年3月31日までの期間内（当該期間内に指定ダム等の供用開始日が到来する場合には、公示日から当該供用開始日までの期間内。）。

(4) 対象となる設備の要件

製造業にあつては、一の生産設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計が2,700万円を超えるもの。

旅館業にあつては、建物及びその附属設備の取得価額の合計が2,700万円を超えるもの。

2. 所得税、法人税の特別償却制度（平成9年度創設）

水源地域内において製造業用の機械及び装置、建物等並びに旅館業用の建物等を新增設した者に対して、所得税、法人税の特別償却を認めるものである。

(1) 対象地域

平成4年4月1日以後に指定された水特法第3条の水源地域。

(2) 対象となる資産

対象地域内において新增設される製造の事業の用に供する機械及び装置並びに工場用建物等及び旅館業用建物等（一の生産等設備でこれを構成する減価償却資産の取得価額の合計が2,000万円を超えるもの。）

(3) 適用期間

水源地域の公示の日（その日が平成9年4月1日前である場合は同日。）から平成24年3月31日（同日前に指定ダム等の供用開始日が到来した場合には、当該供用開始日。）までの期間。

(4) 特別償却率

機械及び装置 10% 建物及びその附属設備 6%

参考9-2-5 水源地域対策特別措置法に基づく指定ダム等の概要

番号	ダム等の名称	水系河川名	事業主体	ダム等の所在道府県	水没地区所在市町村	水没総面積 (ha)	水没戸数 (戸)	水没農地面積 (ha)	ダム等の指定年月日	水源地域指定年月日	整備計画年度
*1	とうべつ 当別	いしかりがわすいけいとうべつがわ 石狩川水系当別川	北海道	北海道	当別町	670	54	350	H9.3.19	H16.5.18	H16.6.14
*2	ゆうばり シューパロ	いしかりがわすいけいゆうばりがわ 石狩川水系夕張川	国土交通省 農林水産省	北海道	夕張市	1,510	289	119	H9.3.19	—	—
*3	たきさと 滝里	いしかりがわすいけいせらちがわ 石狩川水系空知川	国土交通省	北海道	芦別市, 富良野市, 中富良野町	755	136	292	S62.3.20	S62.11.24	S63.1.19
4	ちゅうべつ 忠別	いしかりがわすいけいちゅうべつがわ 石狩川水系忠別川	国土交通省	北海道	美瑛町, 東神楽町, 東川町	426	26	104	S61.3.18	H元.2.7	H元.3.17
5	あいべつ 愛別	いしかりがわすいけいあいべつがわ 石狩川水系愛別川	北海道	北海道	愛別町	100	15	63	S55.4.11	S56.3.6	S56.3.27
6	びりか 美利河	いしかりがわすいけいしりべしとしべつがわ 後志利別川水系後志利別川	国土交通省	北海道	今金町	185	64	40	S55.4.11	S56.3.6	S56.3.27
7	にぶたに 二風谷	さるがわすいけいさるがわ 沙流川水系沙流川	国土交通省	北海道	平取町	571	9	119	S60.3.19	S60.10.31	S61.1.29
8	びらとり 平取	さるがわすいけいびらとりがわ 沙流川水系額平川	国土交通省	北海道	平取町	463	17	114	S60.3.19	S60.10.31	S61.1.29
*9	つがら 津軽	いわきがわすいけいいわきがわ 岩木川水系岩木川	国土交通省	青森県	西目屋村	368	177	57	H5.12.27	H11.2.22	H11.3.24
*10	あせいのがわ 浅瀬石川	いわきがわすいけいあせいのがわ 岩木川水系浅瀬石川	国土交通省	青森県	黒石市, 平川市	222	201	59	S49.7.20	S50.2.17	S50.3.10
11	おおしだ 大志田	まがわすいけいおおしだがわ 馬淵川水系平糠川	農林水産省	岩手県	一戸町	120	14	46	H7.3.17	H11.2.22	H11.3.24
12	まさり 増	にいだかわすいけいにいだかわ 新井田川水系新井田川	農林水産省	青森県	八戸市(青森県), 軽米町(岩手県)	202	71	59	S52.3.23	H3.2.8	H3.3.20
*13	ながい 長沼	きたかみがわすいけいながい 北上川水系道迫川	宮城県	宮城県	登米市, 栗原市	220	95	165	S56.6.2	S60.3.1	S60.3.27
14	いさ 胆沢	きたかみがわすいけいいさ 北上川水系胆沢川	国土交通省	岩手県	奥州市	367	42	14	H2.3.26	H5.2.19	H5.3.26 H13.3.28 一部変更
15	あさ 築	きたかみがわすいけいあさ 北上川水系築川	岩手県	岩手県	盛岡市	97	25	17	H5.12.27	H10.3.6	H10.3.31
*16	ごおし 御所	きたかみがわすいけいごおし 北上川水系雫石川	国土交通省	岩手県	盛岡市, 雫石町	640	440	390	S49.7.20	S50.2.17	S50.3.10
17	みなみ 南川	なるせがわすいけいみなみ 鳴瀬川水系吉田川	宮城県	宮城県	大和町	90	28	40	S54.4.17	S56.3.6	S56.3.27
*18	しちが 七ヶ宿	あぶくまがわすいけいしちが 阿武隈川水系白石川	国土交通省	宮城県	七ヶ宿町	410	159	120	S53.3.28	S54.10.25	S54.12.3
*19	ずりかみ 摺上川	あぶくまがわすいけいずりかみ 阿武隈川水系摺上川	国土交通省	福島県	福島市	456	178	68	S61.3.18	H2.11.5	H2.12.18
*20	みはる 三春	あぶくまがわすいけいみはる 阿武隈川水系大滝根川	国土交通省	福島県	三春町	300	118	155	S55.4.11	S57.3.10	S57.3.27
*21	もりよし 森吉山	まねがわすいけいもりよし 米代川水系小又川	国土交通省	秋田県	北秋田市	360	141	160	S63.3.1	H4.1.27	H4.3.16
22	たまが 玉川	おものがわすいけいたまが 雄物川水系玉川	国土交通省	秋田県	仙北市	830	118	123	S52.3.23	S54.1.29	S54.3.22
23	おおまつ 大松川	おものがわすいけいおおまつ 雄物川水系松川	秋田県	秋田県	横手市	121	44	22	S60.3.19	S60.10.31	S61.1.29
24	なるせ 成瀬	おものがわすいけいなるせ 雄物川水系成瀬川	国土交通省	秋田県	東成瀬村	235	—	20	H14.5.7	—	—
25	さかえ 寒河江	もがわすいけいさかえ 最上川水系寒河江川	国土交通省	山形県	西川町	340	105	55	S52.3.23	S54.1.29	S54.3.22
26	まの 真野	まのがわすいけいまの 真野川水系真野川	福島県	福島県	飯舘村	191	60	73	S54.4.17	S55.3.1	S55.3.25
*27	かわじ 川治	とねがわすいけいかわじ 利根川水系鬼怒川	国土交通省	栃木県	日光市	192	75	8	S49.7.20	S50.6.21	S50.11.13
*28	にしが 湯西川	とねがわすいけいにしが 利根川水系湯西川	国土交通省	栃木県	日光市	286	85	11	S61.3.18	H9.11.17	H10.1.30
*29	なんま 南摩	とねがわすいけいなんま 利根川水系南摩川	水資源機構	栃木県	鹿沼市	375	76	46	H10.9.17	H17.2.10	H17.3.17
30	かりゆう 桐生川	とねがわすいけいかりゆう 利根川水系桐生川	群馬県	群馬県	桐生市	62	59	13	S49.7.20	S54.1.29	S54.3.22
*31	やんぼ 八ッ場	とねがわすいけいやんぼ 利根川水系吾妻川	国土交通省	群馬県	長野原町	316	340	48	S61.3.18	H7.9.29	H7.11.28 H12.2.10 一部変更
32	かめ 亀山	おづがわすいけいかめ 小櫃川水系小櫃川	千葉県	千葉県	君津市	159	38	62	S49.7.20	S51.11.13	S51.12.21
33	たか 高滝	ようろうがわすいけいたか 養老川水系養老川	千葉県	千葉県	市原市	186	108	108	S53.3.28	S55.3.1	S55.3.25
34	かつかく 合角	あらかわすいけいかつかく 荒川水系吉田川	埼玉県	埼玉県	秩父市, 小鹿野町	63	72	17	S54.4.17	S62.2.25	S62.3.27
35	くらやま 浦山	あらかわすいけいくらやま 荒川水系浦山川	水資源機構	埼玉県	秩父市	151	50	2	S53.3.28	S63.2.13	S63.3.16

番号	ダム等の名称	水系河川名	事業主体	ダムの道府県	水没地区所在市町村	水没総面積(ha)	水没戸数(戸)	水没農地面積(ha)	ダムの等	の定日	水源地域	の定日	整備計画	の定日
									指年月		指年月		年 月	年 月
36	滝沢	荒川水系中津川	水資源機構	埼玉県	秩父市	236	70	30	S52.3.23		H元.2.7		H元.3.17	
*37	宮ヶ瀬	相模川水系中津川	国土交通省	神奈川県	清川村, 相模原市, 愛川町	490	300	19	S52.3.23		S55.3.1		S55.3.25	
38	横川	荒川水系横川	国土交通省	山形県	小国町	170	38	36	H3.2.5		H7.3.3		H7.3.28	
39	新宮川	阿賀野川水系宮川	農林水産省	福島県	会津美里町	89	58	8	S55.4.11		S57.3.10		S57.3.27	
40	大川	阿賀野川水系阿賀野川	国土交通省	福島県	会津若松市, 下郷町	231	49	37	S52.3.23		S52.8.10		S52.9.27	
*41	手取川	手取川水系手取川	国土交通省	石川県	白山市	525	330	33	S49.7.20		S50.2.17		S50.3.10	
42	丸谷	大聖寺川水系大聖寺川	石川県	石川県	加賀市	121	73	38	S61.3.18		H元.2.7		H元.3.17	
43	荒川	富士川水系荒川	山梨県	山梨県	甲府市	41	31	14	S52.3.23		S55.3.1		S55.3.25	
44	塩川	富士川水系塩川	山梨県	山梨県	北杜市	43	36	11	S57.12.28		S62.9.17		S63.1.12	
45	長島	大井川水系大井川	国土交通省	静岡県	静岡市, 川根本町	203	39	15	S54.4.17		S56.3.6		S56.3.27	
46	万場	紙田川水系磐馬川	農林水産省	愛知県	豊橋市	50	—	38	S56.6.2		S57.3.10		S57.3.27	
47	設楽	豊川水系豊川	国土交通省	愛知県	設楽町	297	87	49	H21.1.23		H21.3.3		H21.3.30	
48	新丸山	木曾川水系木曾川	国土交通省	岐阜県	八尾津町, 御嵩町, 恵那市, 瑞浪市	132	32	3	H2.3.26		H5.11.10		H6.1.21 H14.3.18 一部変更	
*49	徳山	木曾川水系揖斐川	水資源機構	岐阜県	揖斐川町	1,520	511	134	S52.3.23		S59.2.10		S59.3.27	
50	阿木川	木曾川水系阿木川	水資源機構	岐阜県	恵那市, 中津川市	178	30	27	S49.7.20		S53.2.8		S53.3.25 H元.3.24 一部変更	
51	蓮	榑田川水系蓮川	国土交通省	三重県	松阪市	147	65	9	S53.3.28		S54.10.25		S54.12.3	
52	一庫	淀川水系一庫川	水資源機構	兵庫県	川西市, 猪名川町(兵庫県)豊能町, 能勢町(大阪府)	149	32	17	S49.7.20		S50.6.21		S50.11.13	
53	安威川	淀川水系安威川	大阪府	大阪府	茨木市	107	49	36	H5.1.22		H12.4.28		H12.9.13	
*54	日吉	淀川水系桂川	水資源機構	京都府	京都市, 南丹市	274	188	94	S56.6.2		S58.12.6		S59.3.5	
55	布目	淀川水系布目川	水資源機構	奈良県	奈良市, 山添村	95	48	36	S55.4.11		S56.3.6		S56.3.27	
56	川上	淀川水系前深瀬川	水資源機構	三重県	伊賀市	110	38	25	H5.1.22		H9.2.27		H9.3.31	
57	大戸川	淀川水系大戸川	国土交通省	滋賀県	大津市, 栗東市, 甲賀市	148	55	37	H2.3.26		H13.3.9		H13.7.31	
58	丹生	淀川水系高時川	水資源機構	滋賀県	余呉町	456	40	24	H2.3.26		H7.3.3		H7.8.3	
		[H5.1.22名称変更(旧高時川)]												
59	滝畑	大和川水系石川	大阪府	大阪府	河内長野市	53	80	20	S49.7.20		S50.6.21		S50.11.13	
60	武庫川	武庫川水系武庫川	兵庫県	兵庫県	宝塚市, 西宮市	54	28	—	H7.3.17		—		—	
61	青野	武庫川水系青野川	兵庫県	兵庫県	三田市	247	86	143	S49.7.20		S53.10.5		S53.11.22	
62	権現	加古川水系権現川	兵庫県	兵庫県	加古川市	123	33	48	S49.7.20		S52.8.10		S52.9.27	
63	呑吐	加古川水系山田川	農林水産省	兵庫県	神戸市, 三木市	95	32	25	S49.7.20		S51.11.3		S51.12.21	
*64	大滝	紀の川水系紀の川	国土交通省	奈良県	川上村	240	399	8	S49.7.20		S54.1.29		S54.3.22	
*65	樺山	日高川水系日高川	和歌山県	和歌山県	田辺市, 日高川町	179	165	56	S54.4.17		S55.3.1		S55.3.25	
66	足羽川	九頭竜川水系川部子川	国土交通省	福井県	池田町	94	37	12	H20.3.24		—		—	
67	吉野瀬	九頭竜川水系吉野瀬川	福井県	福井県	越前市	55	38	7	H5.12.27		H18.2.17		H18.3.27	
68	殿	千代川水系袋川	国土交通省	鳥取県	鳥取市	64	22	21	H5.12.27		H11.2.22		H11.3.24	
69	賀祥	日野川水系法勝寺川	鳥取県	鳥取県	南部町	51	38	25	S49.7.20		S50.6.21		S50.11.13	
70	尾原	斐伊川水系斐伊川	国土交通省	島根県	雲南市, 奥出雲町	230	66	74	H5.12.27		H8.2.29		H8.3.29	

番号	ダム等の名称	水系河川名	事業主体	ダム等の道府県	水没地区所在市町村	水没総面積 (ha)	水没戸数 (戸)	水没農地面積 (ha)	ダム等の指定年月日	水源地域指定年月日	整備計画年度
71	志津見	斐伊川水系神戸川	国土交通省	島根県	飯南町	257	78	60	S62.3.20	H3.2.8	H3.3.12
*72	灰塚	江の川水系上下川	国土交通省	広島県	三次市, 庄原市	414	256	177	H2.3.26	H4.1.27	H4.3.16
*73	苦田	吉井川水系吉井川	国土交通省	岡山県	鏡野町	330	470	155	S57.3.12	H7.9.29	H7.11.28
74	八田原	芦田川水系芦田川	国土交通省	広島県	府中市, 世羅町	261	55	51	S52.3.23	S57.3.10	S57.3.27
75	福富	沼田川水系沼田川	広島県	広島県	東広島市	90	32	36	H5.12.27	H9.2.27	H9.3.31
76	仁賀	賀茂川水系賀茂川	広島県	広島県	竹原市	24	24	11	H5.1.22	H6.2.1	H6.3.24
77	弥栄	小瀬川水系小瀬川	国土交通省	広島県山口県	大竹市(広島県), 岩国市(山口県)	383	104	51	S49.7.20	S50.6.21	S50.11.13
78	平瀬	錦川水系錦川	山口県	山口県	周南市, 岩国市	133	37	12	H元.1.19	H7.3.3	H7.3.28
79	生見川	錦川水系生見川	山口県	山口県	岩国市	95	51	6	S49.7.20	S50.6.21	S50.11.13
80	中山川	島田川水系中山川	山口県	山口県	岩国市	57	34	24	S55.4.11	S60.3.1	S60.3.27
81	末武川	末武川水系末武川	山口県	山口県	下松市, 周南市	82	42	20	S52.3.23	S53.2.8	S53.3.25
82	新湯の原	木屋川水系木屋川	山口県	山口県	下関市	87	3	36	S54.4.17	S55.3.1	S55.3.25
83	富郷	吉野川水系銅山川	水資源機構	愛媛県	四国中央市, 新居浜市	150	62	18	S59.3.27	S62.9.17	S63.3.11
84	椛川	香東川水系椛川	香川県	香川県	高松市	38	20	5	H13.3.9	H17.2.10	H17.3.17
85	野村	肱川水系肱川	国土交通省	愛媛県	西予市	75	36	16	S49.7.20	S51.11.13	S51.12.21
86	山鳥坂	肱川水系河辺川	国土交通省	愛媛県	大洲市	115	35	8	H5.12.27	—	—
87	五ヶ山	那珂川水系那珂川	福岡県	福岡県	那珂川町(福岡県), 吉野ヶ里町(佐賀県)	140	45	24	H15.5.28	H16.5.18	H16.6.14
88	伊良原	祓川水系祓川	福岡県	福岡県	みやこ町	141	86	49	H8.3.21	H17.2.10	H17.3.17
89	耶馬溪	山国川水系山移川	国土交通省	大分県	中津市	110	71	34	S49.7.20	S52.8.10	S52.9.27
90	小石原川	筑後川水系小石原川	水資源機構	福岡県	朝倉市, 東峰村	120	36	19	H18.5.26	—	—
91	大山	筑後川水系赤石川	水資源機構	大分県	日田市	72	21	11	H3.2.5	H11.2.22	H11.3.24
*92	嘉瀬川	嘉瀬川水系嘉瀬川	国土交通省	佐賀県	佐賀市	310	160	106	H4.1.24	H5.2.19	H5.3.31 H16.6.14 一部変更
93	石木川	川棚川水系石木川	長崎県	長崎県	川棚町	56	50	20	S57.12.28	—	—
*94	竜門	菊池川水系迫間川	国土交通省	熊本県	菊池市	128	87	36	S49.7.20	S57.3.10	S57.3.27
*95	川辺川	球磨川水系川辺川	国土交通省	熊本県	五木村, 相良村	303	403	66	S49.7.20	S61.10.23	S61.12.23
96	天分川	天分川水系七瀬川	国土交通省	大分県	大分市	110	35	34	H元.1.19	H12.3.3	H12.3.31
*97	霞ヶ浦	利根川水系	水資源機構	茨城県千葉県	(流域市町村) 土浦市ほか22市町村	—	—	—	S49.7.20	S50.6.21	S51.3.23 S59.12.26 全部変更

(注) *法第9条指定ダム等

参考 9-4-1 水源地対策基金の概要

①水資源開発水系及び複数県域における水源地対策基金

事 項 基 金	事 業 内 容	設立年月日	設立団体	基本財産	基 本 基 金
勘利根川・荒川水源地対策基金	1. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産取得等の生活再建対策に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 2. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興等に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 3. 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託 4. 関係地方公共団体等が講ずる、基金が既に援助を行っているダム等の建設が中止となった地域に最小限必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 5. その他基金の目的を達成するために必要な事業	S 51. 12. 22	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都	1,020千円 (1都5県が均等負担)	1,000,064千円 (51～53年度の3カ年で造成、平成5～9年度に500百万円追加造成、国はその1/2を補助、残は1都5県が均等負担)
勘木曾三川水源地対策基金	1. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の不動産取得等の生活再建対策に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助	S 52. 9. 27	岐阜県 愛知県 三重県 名古屋市	1,150千円 (3県及び関係市等)	300,000千円 (52, 53年度で造成し、国はその1/2を補助、残は3県1市が均等負担)
勘淀川水源地対策基金	2. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興等に必要な措置に対する資金の貸付け、交付等の援助 3. 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興等に必要な調査及びその受託 4. その他基金の目的を達成するために必要な事業	S 55. 3. 21	三重県 滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 京都市 大阪市 神戸市	1,008千円 (2府4県3市が均等負担)	500,020千円 (54～56年度の3カ年で造成し、国はその1/2を補助、残は2府4県3市が均等負担)
勘筑後川水源地対策基金		S 57. 7. 5	福岡県 佐賀県 熊本県 大分県 北九州市 福岡市	1,020千円 (4県2市が均等負担)	500,007千円 (57～59年度の3カ年で造成し、国はその1/2を補助、残は福岡県1.8/6、佐賀県1/6、熊本県0.4/6、大分県0.8/6、北九州市1/6、福岡市1/6の割合で負担)
勘吉野川水源地対策基金		S 61. 3. 13	徳島県 香川県 愛媛県 高知県	1,000千円 (4県が均等負担)	300,000千円 (60～62年度の3カ年で造成し、国はその1/2を補助、残は徳島県1/6、香川県3/6、愛媛県1/6、高知県1/6の割合で負担)
勘紀の川水源地対策基金		S 63. 11. 21	大阪府 奈良県 和歌山県	1,002千円 (1府2県が均等負担)	250,004千円 (63年度、元年度に造成、国庫補助は63年度に50百万円、残は1府2県が均等負担)
勘豊川水源基金	1. 豊川水系における地方公共団体等が講ずる水源林対策に対する助成 2. 豊川水系における地方公共団体等が講ずる水源林地域の一般振興対策に対する助成 3. 豊川水系における地方公共団体等が講ずる水没関係住民の生活再建対策に対する助成 4. 豊川水系における地方公共団体等が講ずる水源地の整備及び振興に対する助成 5. 水源林の取得事業 6. 水源林地域対策及び水源地対策の実施に必要な調査研究事業 7. その他基金の目的を達成するために必要な事業	S 52. 12. 17 県認可 S 56. 1. 7 国変更認可	愛知県 豊橋市外 8市町村	511,950千円 (愛知県及び関係市町村等)	300,000千円 (55年度に75百万円造成、国庫補助1/3、平成3年度及び4年度に200百万円追加造成、平成5年追加造成、追加造成部分については国庫補助1/2、残は関係地方公共団体負担)

事 項 基 金	事 業 内 容	設立年月日	設立団体	基本財産	基 本 基 金
（財）矢作川水源基金	1. 矢作川水系における市町村が講ずる水源林対策に対する助成 2. 矢作川水系における市町村が講ずる水源林地域の一般振興対策に対する助成 3. 矢作川水系における市町村が講ずる水没関係住民の生活再建対策に対する助成 4. 矢作川水系における市町村が講ずる水源地域の整備及び振興に対する助成 5. 水源林の取得事業 6. 水源林地域対策及び水源地域対策の実施に必要な調査研究事業 7. 矢作川水系における地域交流の推進 8. その他基金の目的を達成するために必要な事業	S53. 2. 10 県認可登記 S56. 1. 7 国変更認可	愛知県 岡崎市外 16市町	817,282千円 (愛知県及び関係市町村等)	75,000千円 (昭和55年度に造成, 国庫補助は1/3, 残は関係地方公共団体負担)

(財豊川水源基金は, 昭和56年1月に指定水系以外外国の認可を得ているが, 当基金の活動範囲とする豊川水系は平成2年2月に指定水系として指定された。)

② 単一県域における水源基金等の設立事例

区分	名 称	事 業 内 容	設立年月日	所在都道府県名	設立団体・基本財産等
財団法人	相模川ダム周辺地域振興協力基金	1. ダム周辺地域の環境保全, 整備等地域振興に資するため当該地域の地方公共団体等が行う事業に対する助成	S53. 8. 3	神奈川県	神奈川県, 横浜市, 川崎市, 横須賀市 基本財産 500百万円
財団法人	三保ダム周辺地域振興協力基金	2. ダム周辺地域の住民の生活基盤向上のために当該地方公共団体が行う事業に対する助成	S54. 3. 14	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団, 民間1社 基本財産 300百万円
財団法人	宮ヶ瀬ダム周辺振興財団	1. 貯水池周辺地域の環境保全及び整備に関する企画立案及び合意形成の促進 2. 貯水池周辺地域の環境保全及び整備並びに活性化に関する調査研究 3. 貯水池周辺地域におけるスポーツ・レクリエーション施設等の拠点施設の整備・管理 4. 国又は地方公共団体により貯水池周辺地域に整備される公共施設等の管理受託 5. 貯水池周辺地域に係る情報収集, 提供並びに貯水池周辺地域の活性化を図るための行事, 催事等の企画・実施及び育成 6. 宮ヶ瀬ダム貯水池における遊覧船の運営 7. その他目的を達成するために必要な事業	H4. 10. 1	神奈川県	神奈川県4市町村 神奈川県内広域水道企業団 民間7社, その他5団体 基本財産 1,520百万円
財団法人	足羽川水源地域対策基金	1. 足羽川ダムの建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策並びに水没関係地域の振興及び環境整備等に関する調査研究 2. 関係地方公共団体が講ずる水没関係住民の生活安定並びに水没関係地域の振興及び環境整備等に必要な措置に対する資金の貸付け, 交付等の援助	H8. 3. 19	福井県	福井県, 福井市, 春江町, 坂井町, 三国町 基本財産 100百万円
財団法人	丹生川ダム対策基金	1. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の代替不動産の取得に必要な措置に対する資金の貸付け, 交付等の援助 2. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係地域の振興に必要な措置に対する資金の貸付け, 交付等の援助 3. 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託 4. 小里川ダム建設に伴い必要となる情報交換及び連絡。 5. その他本気金の目標を達成するために必要な事業	H2. 3. 20	岐阜県	丹生川村, 古川町, 国府町 基本財産 30百万円

区分	名称	事業内容	設立年月日	所在都道府県名	設立団体・基本財産等
財団法人	吉井川水源地域対策基金	1. 水没関係住民の代替不動産の取得及び生活安定に必要な措置に対する援助 2. 水没関係地域の振興に必要な措置に対する援助 3. 水没関係住民の生活再建又は水没関係地域の振興に必要な調査及びその受託	S54. 4. 28	岡山県	岡山県, 岡山市外11市町 基本財産 106百万円
財団法人	福岡県水源の森基金	上下流域相互理解の促進や水源地域における諸環境及び諸機能の保全・増進に関する調査研究, 普及啓発等の事業を行うとともに, 水源かん養機能の高い人工林を水源の森として指定しその維持管理に要する経費の助成や林業労働者の支援等を行う。	S54. 10. 1 (H7. 3. 8 財福岡県水源地域振興基金設立, H16. 4. 1(財福岡県水源の森基金へ統合)	福岡県	福岡県, 福岡市, 北九州市, 県内8水道企業団ほか 基本財産 1,399百万円 (うち, 水源地域振興事業特別会計として運営203百万円)
財団法人	石木ダム地域振興対策基金	1. 水没地域及びダム周辺地域の住民の生活再建のために必要な調査, 相談及び助成 2. ダム周辺地域の振興のための調査及び助成 3. ダム周辺地域の環境保全のための調査, 研究及び助成 4. その他, 財団の目的を達成するために必要な事業	H7. 11. 8	長崎県	長崎県, 佐世保市, 川棚町 基本財産 1,060百万円
財団法人	嘉瀬川ダム対策基金	1. 嘉瀬川ダムの建設に伴い必要となる水没関係住民の生活再建対策並びに水没関係地域の振興及び環境整備等に関する調査研究 2. 関係地方公共団体等が講ずる水没関係住民の生活安定並びに水没関係地域の振興及び環境整備等に必要な措置に対する資金の貸付け, 交付等の援助	S59. 4. 1	佐賀県	佐賀県, 2市15町, 2団体 基本財産 19百万円
財団法人	沖縄県水源基金	1. 水源林造成対策及び水源林地域の一般振興対策に対する助成 2. 水源地域対策事業 3. 水源地域振興事業 4. 水源地域活性化等事業	S54. 3. 29	沖縄県	沖縄県, 南部水道企業団, 沖縄市外29市町村 基本財産 100百万円
水道局内部規定	新規水源開発基金	財団法人利根川・荒川水源地域対策基金が行う事業及び水源地域対策特別措置法に基づく事業に係る経費のうち, 東京都水道事業負担分について措置する。	S54. 3. 31 要綱適用日	東京都	(東京都水道局の内部規定による水道事業会計における資金の積み立て) 積立金 26,747百万円
条例	沙流川ダム地域振興基金	1. 水源地域等における生活環境及び産業基盤等の整備に関する事業 2. 水没関係住民の生活安定に関する事業 3. その他, 地域の均衡ある発展のため必要と認められた事業	S60. 3. 20 条例制定日	北海道	(平取町条例に基づく苫小牧東部大規模工業基地に係わる関係機関から拠出を受けた資金の積み立て) 積立金 1,896百万円
条例	沙流川ダム水源地域整備事業基金	1. 水源地域等における観光開発事業 2. 民族文化伝承保存事業 3. 産業基盤整備に関する事業 4. 水没関係住民の生活安定に関する事業 5. その他, 地域の均衡ある発展のため必要と認められた事業	H1. 3. 13 条例制定日	北海道	(平取町条例に基づく平取町振興公社からの寄付金による資金積み立て) 積立金 0円
条例	埼玉県水源地域対策基金	水道の用に供する水資源の開発又は利用のための施設の建設に伴う次の事業を行う。 1. 水没関係住民の生活再建 2. 水源地域市町村の地域振興	S55. 10. 17 条例制定日	埼玉県	(埼玉県条例に基づく県及び県から水道用水の供給を受ける市町村等による資金の積み立て) 積立金 8,755百万円

参考 9-5-2 「水の郷百選」認定地域一覧（107地域）

都道府県	地区名	「水の郷」の特徴
北海道	喜茂別町	溪流釣りや湧水・地下水を活用したアスパラガス生産等活性化への積極的取り組みがみられる。
	京極町	羊蹄山の水源林の整備によって育まれた「ふきだし湧水」の周辺を「ふきだし公園」として整備とともに、この豊かな湧水を利・活用してミネラルウォーター、氷でつくったクリスマスツリーなどの特産品の開発を行っている。
	美深町	治水と利水との両者を目的とした「びふかアイランド」等の水辺環境整備や天塩川でのイカダ・カヌーのイベントの開催等水を活かしたまちづくりに取り組んでいる。
	大樹町	砂金掘りの伝統が年中行事の1つとして都市住民との交流の機会になっており、清流歴舟川河畔の景観形成を住民団体の河川愛護活動も得ながら取り組んでいる。
青森県	鶴田町	歴史深い人造湖「津軽富士見湖」周辺を「鶴と国際交流の里」と位置づけ、鶴にこだわった人と自然との交流の場づくりに取り組んでいる。
	十和田市	「溪流館」、 「湧水館」の建設・活用及び十和田湖から流れる奥入瀬溪流の保全やわさび・天然水の商品化への取り組みがなされている。
岩手県	盛岡市	湧水が飲み水、米とぎ、洗い物等、日常生活の中で活用されている杜と水の都であり、「せせらぎ復活」をテーマに、河川と歴史を活かしたまちづくりを展開している。
	胆沢町 (現奥州市胆沢区)	歴史的な農業水利施設である徳水園（円筒分水）の保存・整備、水路開拓伝説の町民手づくり舞台「町民劇場」での上演など、開拓の歴史を現在にも伝えている。
	岩泉町	龍泉洞まつりの開催やミネラルウォーターの生産・販売等、龍泉洞の澄んだ水を積極的に活用している。
宮城県	石巻市	歴史的遺産である北北上運河を河岸整備やライトアップによって、生活に潤いをもたせる空間として積極的に利・活用している。
	七ヶ宿町	「七ヶ宿ダム」といった県民の水瓶を擁する水源のまちであり、ダム湖畔の公園整備や河川清掃、都市の人々の手による水源林整備など交流事業も盛んである。
秋田県	北秋田市	手つかずの原生林・滝等の大自然と雄大な景観が適正に保存され、阿仁川清流を使ったわさび栽培、その排水を活用したヤマメの養殖など水の循環的な利・活用がなされている。
	美郷町六郷	60箇所の湧水を利用した野菜洗いや洗濯、天然冷蔵庫としての利用が図られており、冬季の水田を活用した水源かん養への取り組みも行われている。
山形県	長井市	最上川の舟運のまちで、町内にも水路が多く残され、不伐の森条例を制定するなど積極的に水環境の保全が図られている。
	西川町	町水源地域管理公社による水源地域の整備、通常の基準をさらに強化した「水質汚濁防止基準」の制定など積極的に水循環の保全が図られている。
	遊佐町	共同洗い場が現在も活用されており、「月光川の清流を守る基準条例」の制定や合成洗剤追放運動などの水質保全の取り組みも盛んである。
	八幡町 (現酒田市の一部)	町内各地の湧水が生活用水として利用されており、町名由来の水神「市条八幡宮」や「水まつり」など住民の生活と水とが密接につながりを持っている。
福島県	郡山市	安積疏水が住民の生活や産業を支え、猪苗代湖が住民の憩いの場であり、基金を利用した水環境の保全・整備や流域管理システムの確立が図られている。
	只見町	電源開発の歴史を象徴する田子倉ダムなど5つのダムの湖面や景観をいかしたまちづくりがなされており、水源としてのブナ等の原生林の保存・整備が活発である。
	西郷村	阿武隈川の源流の里づくりを推進し、親水公園や遊歩道、森林や水田等の整備を図りながら、大自然を活用したまちづくりに取り組んでいる。
茨城県	土浦市	「水と人とのふれあい、未来にのびゆく土浦」をテーマに水の都を目指しており、桜並木の整備、風車を活用した浄化施設整備や景観整備を進めている。
	大子町	八溝川湧水群は自然やハイカーを潤し、この清流を活かしてワサビやクレソンの栽培が行われている。
栃木県	茂木町	台風による大水害の復興を契機に、水質浄化出前講習会の開催、水質浄化シンボルマークの制定、「水辺の音楽会」の開催、水際ミニ商店街の創出等、水資源の保全と活用が積極的になされている。
	那須烏山市	那珂川の清流を活かした「那珂川フェスティバルイン烏山」の開催や、豊富で清らかな水を使用して作られる「烏山和紙」など伝統工芸による地域活性化が図られている。
群馬県	前橋市	「水と緑と詩のまち前橋」をキャッチフレーズに、全市公園化計画、都市型の水辺空間づくりが住民ボランティア活動を交えながら展開されている。
	甘楽町	約250年の歴史ある用水路が武家屋敷地帯を潤し、水田のかんがい用としても利用されており、地元の水保全活動も活発である。
埼玉県	加須市	浮野（重層石化した植物が浮かび湿原状になったもの）や武蔵野の昔ながらの田園風景の積極的な保全・活用を図り、トキソウなど貴重な植物の保護を町ぐるみで行っている。
	寄居町	ヤマトタケルノミコトが剣を突き刺したところ、湧き出たという伝説がある「日本水」の源水にちなんだ「日本水祭り」、「玉淀水天宮祭り」など水にちなんだ代表的祭りが行われている。
	北川辺町	利根川水系で洪水と闘ってきたまちで、屋敷林、水塚やあげ舟などが今もビジュアルに残されており、「水輪の文化」と称する独特の文化をまちづくりに活かしている。

都道府県	地区名	「水の郷」の特徴
千葉県	香取市 (佐原区)	古くから利根川の水運で栄えた水郷であり、歴史的景観に配慮した水環境整備が行政と住民協力の下で積極的に実施されている。
	香取市 (小見川区)	「水から(自ら)の発送によるヒューマン理想郷」の町づくりや、「黒部川貯水池水質保全協議会」による水質保全事業等が積極的である。
東京都	墨田区	ドラム缶タイプの貯水タンク「天水尊」の開発や両国国技館等での雨水の利用など、雨水を通常のみならず災害時の非常用水や治水対策に活用する取り組みが積極的に行われている。
	日野市	400年前に築造されたといわれる延長180kmにおよぶ用水路がめぐらされ、土の用水堀の保存・補修、水車小屋の復活、環境図鑑の作成など、用水路の重要性についての啓発に努めている。
神奈川県	南足柄市	水源涵養機能を高めるため、水源林整備、基金設立による森の文化遺産の保存や雨水利用に積極的に取り組むとともに、「足柄金太郎まつり」など伝統行事の開催も行っている。
	清川村	宮ヶ瀬ダムとの共存を目指し、ダム湖を利用したカヌー教室、花火大会、クリスマスイベントなど水とのふれあいを深める取り組みが盛んに行われている。
山梨県	小菅村	森林整備への村独自の支援も行いながら、東京都と協力して積極的に水源林の整備を進めている。また、「多摩源流まつり」・「多摩源流シンポジウム」の開催など、上下流一体となった水とのふれあいや交流を深める取り組みを行っている。
新潟県	新潟市	市のシンボルである「福島潟」周辺の水田を買収して潟の復元に努めたり、潟生態文化情報館を整備するなど福島潟の治水・利水をめぐる歴史豊かな生態系を保存・整備している。
	魚沼市	流雪溝発祥の地として流雪溝の改良に取り組むとともに、湿地性植物の生態について調査・研究や、「魚沼コシヒカリ」、酒造など水を活かした産業が活発である。
	津南町	湧水群や豪雪による水源を保全するため町独自で水源のかん養に努めるとともに、湧水池における竜伝説を基に創作した伝統芸能が継承されている。
富山県	黒部市	きれいで豊富な水によって生活・生産の恩恵に預かってきており、住民の水に対する関心も高く、黒部名水会やくろべ水の少年団が調査・保全等の活動を行っている。
	砺波市	カイニョと呼ばれる屋敷林に囲まれた散居村の家々が保全され、螺旋水車の保存・展示や日本一の五連揚水水車の展示なども行われている。
	入善町	生活用水として掘抜き井戸や小川を屋敷に引き込む生活様式が現在でもみられ、「下山芸術の森」など町全体のギャラリー化を目指している。
	砺波市庄川町	「水記念公園」を中核とする「全町水公園化構想」を推進し、「水資料館」において水の貴重さを知らしめる啓蒙活動も実施されている。
石川県	小松市	鉱山によるカドミウム汚染問題に対して、鉱毒防除に取り組み、河川の水質改善と農用地の改良を実施しており、野外博物館を設け、動植物生態系に配慮した水辺環境保全に取り組んでいる。
	輪島市	水源涵養田としての機能の発揮、良質米の生産など棚田(千枚田)の適正な保存・管理を図っている。
	白山市	かつての北前船の商港が栄えた歴史ある情緒が現在でも残されており、ウォーターフロントを軸としたまちづくりが促進されている。
福井県	大野市	地下水保全条例の制定、冬期の水田の湛水も行いながら、流雪溝整備など地下水保全のための取り組みが積極的に行われている。
	若狭町	歴史的まちなみとの調和を図りながら、熊川宿の疏水について、水質の確保はもとより「かわと」(水利施設)の維持・整備、前川用水の活用等で、快適居住環境づくりに活かしている。また、冷たさで有名な「瓜割の滝」を中心に名水公園を整備し、人々の交流の場として活用している。
長野県	箕輪町	基金等を利用した水源涵養林の保護・育成や水道水源の保護を目的とした「水道水源保護条例」の制定など、積極的な町ぐるみの水の保全活動が行われている。また、日本一のみじの溪谷を目指して、町民による自主的な植樹活動も活発に行われている。
	木曾町	木曾川の清流を復活させるため、ダムからの放流を実現するなど町をあげての取り組みを行うとともに、イカダを操る「中乗りさん」などのような独自の文化を生み出した木曾川において、町民が積極的に参加しながらさまざまなイベントを開催し、地域活性化を図っている。
	安曇野市	安曇野の豊富な湧水を利用した、わさび栽培やニジマスの養殖が盛んで、表流水は堰により水田に利用され、地下に浸透した水が湧水としてわさび栽培に利用され、さらにその排水がニジマスの養殖に利用されるなど水が循環利用されている。
岐阜県	大垣市	洪水の被害から守るためにつくられた輪中や水屋を後世に伝えるため、水源の保全や、輪中館の整備に取り組んでいる。また、河川を利用して親水空間のある広場が整備され、「水門川鯉まつり」等の新たな祭りやイベントが数多く行われている。
	海津町 (現海津市の一部)	木曾三川公園、歴史民俗資料館などにおいて、水と闘いながら郷土を築き上げてきた歴史を展示しているほか、トライアスロン大会、デレーケレガッタなど河川を利用したスポーツも盛んに行われている。
	郡上市 (旧 八幡町)	町の各所での湧水、町中に張り巡らせた用水路により生活が支えられており、水舟等の独自の水文化が生まれた。この水資源を守っていくために「洗い場組合」等の組織が住民の間で組織されている。
	下呂市馬瀬	「水源かん養林造成基金」の設立により、森林の整備に努めるとともに、清流を利用し鮎にこだわった独自の漁労文化を有している。
静岡県	三島市	富士山と箱根の山からの湧水がいたるところでみられ、伝統的流し場(カワバタ)の保存、湧水池を公園として整備して市民の憩いの場として利用するなど、水を活かしたまちづくりに努めている。

都道府県	地区名	「水の郷」の特徴
静岡県	浜松市 (旧 天竜市)	森林との共生、水辺の郷づくり、家庭排水浄化活動など、水を介した地域交流の推進に積極的に取り組んでいる。
	かわね郷 (川根町(現島田市の一部)・川根本町)	川根町(現島田市の一部)、川根本町(旧 中川根町、旧 本川根町) 大井川に清流を復活させるなど河川環境の保全に積極的に取り組んでいる。大井川の川霧による高品質のお茶の生産も盛んであり、「流したい」などの伝統行事も伝承・保存されている。
愛知県	豊田市 (旭地区)	矢作川流域市町村との交流・連携を深めながら、流域一体となった水環境保全に取り組んでいる。また、ダム湖を利・活用した周遊ジョギング大会、湖水祭り、カヌー大会等のイベントが盛んに行われている。
三重県	長島町 (現桑名市の一部)	「輪中」とそれにかかわる住民の水との戦いの歴史、文化をもとに「輪中の郷」の整備や長島川の環境整備を行い、塩水を利用した金魚、海苔などの養殖も盛んである。
滋賀県	近江八幡市	琵琶湖に面した、自然豊かな水郷地帯が広がり、往古の湧水、若宮湧では、水車・野菜の洗い場などがかつての水辺文化の再現を目指した整備が行われ、ここは住民らによる輪番の清掃で管理されている。
	甲良町	用水路が町内を巡り、灌漑用水、水遊び、庭への引水、洗濯、野菜洗い、鯉放流、融雪、雨水排水など日常生活に根づいた水の恵みを大切にする伝統が保持されている。
	米原市	日本武尊ゆかりの湧水、居醒の清水をもち、「ハリヨ」など地域固有の環境や生態系保護を目的とした草の根のまちづくりが盛んで、「さかな学習館」の整備や「おいしい水探検隊」の活動も進められている。
高島市 (マキノ町)	山中の自然水の簡易水路への利用、中流域でのわき水の生活利用、下流域での河川水害への地元水防組織の活躍、湖岸近くの漁業的利用など自然条件に応じた複合的な利水・治水が歴史的に形成され、今も活かされている。特に、17世紀からのヤナ漁の文化が現在まで伝承されている。	
	南丹市	ブナノ木峠(芦生原生林)を水源とする美山川の清流、茅葺屋根に代表される歴史的景観を保全し、河川や天然水など良質な湧水を活用したお茶、水の販売を積極的に行っている。
大阪府	大阪狭山市	歴史的価値の高い狭山池をはじめとするため池の再開発を行い、市内各地に分散するため池等多くの 水辺資源を活かした水辺に彩られたまち(水辺のエコミュージアム)づくりを進めている。
兵庫県	豊岡市	江戸時代より円山川流域に栄えた柳産業の柳ごうりの文化と、市内に生息するコウノトリの保護、またこれをシンボルとしたコウノトリの郷公園の整備など、円山川を中心とした水辺環境の整備や、民間団体の水環境保全活動が盛んである。
	上郡町	400のため池と150の井堰が残され、それらの有効利用のため、下水処理施設整備等水質の保全に努めている。また、河川にまつわる民話や水争いの記録を小冊子として後世に伝える等、水環境保全の普及・啓蒙活動が活発に行われている。
	宍粟市 (旧 千種町)	日常生活において現在でも湧水や井戸水との密接な結びつきがみられ、このような豊富な中国山地の水源地文化を「たたら資料館」の施設整備において伝承・保存し、官民一体となって「大いなる田舎」づくりをキーワードに水を活かした地域づくりに努めている。
奈良県	天川村	水の神、天水分神社や平安時代からの雨乞い仏を祀る永豊寺など歴史的にも深く「水」にかかわり、かっぱ伝説、南朝帝入水伝説、蛇伝説等も残され、水産品の生産やイベントを他に先駆けて実施してきている。
和歌山県	日高川町	椿山ダムを中心に、県下唯一の漕艇場など湖面を活用したスポーツエリアとして整備し、湖周辺でのフルマラソン大会や、村民総参加の河川清掃活動を行っている。
鳥取県	淀江町 (現米子市の一部)	豊富な湧水をニジマスの養殖、大手清涼飲料メーカーの源水として利用し、清涼な水を地域住民と行政が大切に守る一方、町おこしや観光振興にも積極的に活用している。
島根県	松江市	宍道湖、中海、松江堀川といった多彩な水辺の表情をもち、水を守り、水を活かした新しいまちづくりを行っている。
	江津市	江の川の古くからの洪水への祭礼を継承し、水害に対する「治水」から「活水」という考えに移行し、水の国の建設や、水の文化研究、フォーラムの開催などを行っている。
	津和野町	湧水に恵まれ、酒造や和紙の生産が盛んである。伝統と現在の河岸整備を融合させた趣あるまちづくりを行っており、住民が用水から水を引いて自家用に利用するなど、生活と水とのつながりがみられる。
岡山県	岡山市	岡山城や後楽園周辺の史跡や水のある独特な景観を活かした環境の整備や、国の天然記念物「アユモドキ」の保護、さらに河畔に文化をおこすための住民による演劇などの環境保全活動が行われている。
	加茂町 (現津山市の一部)	森林保護を図るための22世紀の森の制定や基金条例の制定、また、水質保全の取り組みなど、積極的に水と森の郷づくりを進めている。夏にはアユ漁が盛んで、珍しいところでは水車利用の線香作りが行われている。
広島県	広島市	古くから「水の都」と呼ばれ、川を通じた人の交流をはかるため遊覧船事業を行い、また(財)広島県水源の森基金を通じ、太田川水系の森林造成に努めている。また、豊かな森林に育まれた太田川の豊かな水によって名産のカキが生産されている。
	東広島市	約3,000の溜池の「青」と田の「緑」に点在する農家の瓦の「赤」が織りなす景観が美しい西条盆地は、古代湖であり、堆積した湖成層が酒造りに最適の地下水を創り出し酒造業が伝統的地場産業になっている。
山口県	山口市	ホテル護岸工法とゲンジボタルの幼虫の養殖・放流の成功で市の中心部でホテルの乱舞がみられ、桜並木、治水緑地など、レクリエーションの場として水辺が利・活用されている。
	萩市	市街地を流れる延長約2.6kmの運河である藍場川周辺を「歴史的景観保存地区」に指定し、自然石を利用した橋への架け替え、昔洗い場、水汲みに利用した場所の改修工事などを行うとともに、松本川では現在も渡舟によって河川の利用がなされている。

都道府県	地区名	「水の郷」の特徴
徳島県	徳島市	市内を流れる合計138の河川空間を活かした都市環境整備や、ひょうたん島などの親水事業のほか、徳島水事典の制作、「水と緑の基金」の設置等により名水の復活を図り、市民の水環境保全への意識を啓発している。
香川県	まんのう町	灌漑用のため池が500ほどあり、日本最大の灌漑用ため池である満濃池に代表されるように、古くからの利水システムが現在もいかされている。
愛媛県	西条市	地下水がいたるところで自噴し、これを「うちぬき」と呼ぶ。うちぬきは生活用水、農業用水、工業用水などに利用され生活に欠かせないものとなっており、水質保全に対する取り組みも盛んである。
高知県	四万十市	水辺で生育するトンボをシンボルとして、水環境、特に四万十川の清流の保全が市民参加により活発に行われている。また、河川清掃を通じて他地域との交流やイベントも盛んに行われている。
	高知県嶺北地域 (本山町・大豊町・土佐町・大川村・いの町(旧本川村))	本山町、大豊町、土佐町、大川村、いの町(旧本川村) 「れいほくはひとつ」の考えにより、自治体の広域連携や「吉野川流域ネットワーク」で、水源涵養のための森林整備活動なども行っており、「四国のいのち」の水瓶としての早明浦ダムは水遊びや上下流の交流活動のメッカとして位置づけられている。
	梶原町	千枚田オーナー制度による棚田の保全、四万十清流保全林の購入や鎮守の森づくり条例の制定による森林づくりと交流の場づくりにも努めるとともに、山村間の交流と連帯を図るため全国的サミットを開催している。
	十和村 (現四万十町の一部)	村の青年達が中心となり、昭和48年から「四万十川まつり」を開催している。全戸参加の一斉清掃や、四万十川方式という排水処理施設の設置などが整備されている。
	柳川市	町中に堀割が張りめぐらされ、農業用水、生活用水、交通路として利用され生活と密着している。
福岡県	朝倉市	「あまぎ水の文化村」を整備し、新しい水文化の創造をみざすとともに、遊びながら学習できる環境の創造を図るとともに、城下町を流下する石積みの水路の保存や清流にしか育たない淡水のり「川茸」の栽培を行っている。
佐賀県	佐賀市	市内に総延長2千kmにおよぶ全国でも有数の河川、クリーク、水路が縦横に発達し、水と親しむ親水都市づくりに取り組んでいる。また、カップ祭りなど、水をめぐるまつりやイベントが盛んである。
	佐賀市富士町	清流のシンボル、カジカガエルを復活させるため、「カジカの里づくり」や「ファープルの森基金」の設立による体験学習を行う森づくり、流域住民が参加する親林交流隊等により、人だけでなく生物にとっても住みやすいまちづくりに取り組んでいる。
	神埼市	昔、水路を利用して稼働していた水車群の一部を復元し、「水車の里」を整備するとともに、水車で挽かれた粉は特産品であるそうめんの原料として利用されるなど、地域活性化に活かされている。また、佐賀平野特有の風情を残すクリーク地帯は、公園整備により学習の場として活用されている。
長崎県	島原市	古くから「水の都」と称され、豊富な湧水は共同洗い場などのように市民の生活用水として利用、自主管理されている。武家屋敷跡には、当時の水路が残され、水と城下町のイメージにそったまちづくりが進められている。
熊本県	熊本市	河川や豊富な湧水のある名水都市であり、地下水保全条例の制定や、雨水浸透施設に対する助成を行ったりするなど、官民あげて地下水の保全に取り組んでいる。「熊本の水を良くするボランティア協議会」が水循環の保全活動を行い、「天明水の会」では保全のための人材育成にも取り組んでいる。
	南阿蘇村	水源地域、涵養域を「環境保全地域」に指定し、「地下水保存条例」による保全対策や環境整備を実施している。また、各水源では、住民が「水源保存会」を結成し、管理・清掃活動などを活発に展開している。
	嘉島町	湧水に恵まれ、湧水を利用した天然プールでは魚が泳ぎ、人と自然の交流の場が設けられている。古くから水害との戦いの歴史を有しており、湧水保存活動も活発に行われている。
	山都町	町に水を供給し、農業を振興した通潤橋は、今では貴重な観光資源となり町の活性化に役立っている。通潤橋と周辺地域の清掃・保全活動を実施しているほか、棚田や農山村の原風景の保全にも取り組んでおり、源流地域には住民により「漁民の森」が植樹され、森林保全活動も活発である。
大分県	日田市	日田杉の筏流し、舟下り、鶺鴒、遊舟、鮎釣りと人々の生活に深くかかわってきた水文化を有し、ボランティアによる植樹や森林を守る基金の創設など水源林整備への取り組みが活発である。
	竹田市	大水害の復旧に際し、歴史的な水にかかわる施設の保存、創造的な復興など名水都市の建設をめざしたまちづくりに取り組んでいる。また、大野川流域の広範囲にわたる「遊べる川」の整備を行い、名水を利用した豆腐、もやし栽培、ドジョウの養殖なども盛んである。
	豊後大野市	住民団体による河川浄化活動や、環境保護の実戦活動により、絶滅状態にあったゲンジボタルの復活に成功するとともに、「自然愛護条例」による自然環境の保全活動や、河川プールの設置による、水とのふれあいの場の創設等住民の生活と密着した形で水環境保全への取り組みが行われている。
	山国町 (現中津市の一部)	猿飛千壺峡に代表される独特の河川景観を保全し、ボランティア活動による水にまつわる神事の伝承や生態系を配慮した河川プール、親水公園の整備などを行っている。
宮崎県	延岡市	豊富な水資源は化学繊維工業等の需要に対応し、県内一の工業都市を形成しており、五ヶ瀬川の「鮎やな」、「イカダ下り」、さらに水神さん祭り、流れ灌頂などの伝統行事も伝承され、水とみどりと活力のあるまちづくりを目指している。また、岩熊井堰等の古くからの利水施設も適切に保存・利用されている。
	綾町	日本一の照葉樹林(約3,000ha)による森林やそれに育まれる清流と密接な結びつきをもった生活文化及び染織や、やななどの伝統工芸・文化を地域資源として活用している。

都道府県	地区名	「水の郷」の特徴
鹿児島県	指宿市	日本最古の井戸といわれる玉の井の史跡が保存され、その近くにある水源地の湧水を利用した「そうめん流し」は全国一の規模で行われている。また、唐船峡公園を核として歴史的風土を活かした竜宮の里づくりを進めるとともに、水質浄化に努めている。
	南九州市 (旧 川辺町)	豊かな水が流れる数多くの川には、江戸期の井堰が残存し町の随所に水神様が祀られており、井堰や湧水は住民が管理し、これを利用した「自然流水プール」が整備されている。
沖縄県	南城市	稲作発祥の地、霊泉として琉球王の信仰を得た受水走水などの史跡が多数あり、これと連携したグスクロードの整備や村土保全条例の制定などを行い、さらに湧水保全の清掃活動やこれを利用した酒の開発も進めている。

(注) 市町村名は平成20年5月1日現在